

①第6期障害福祉推進計画の位置付け・考え方

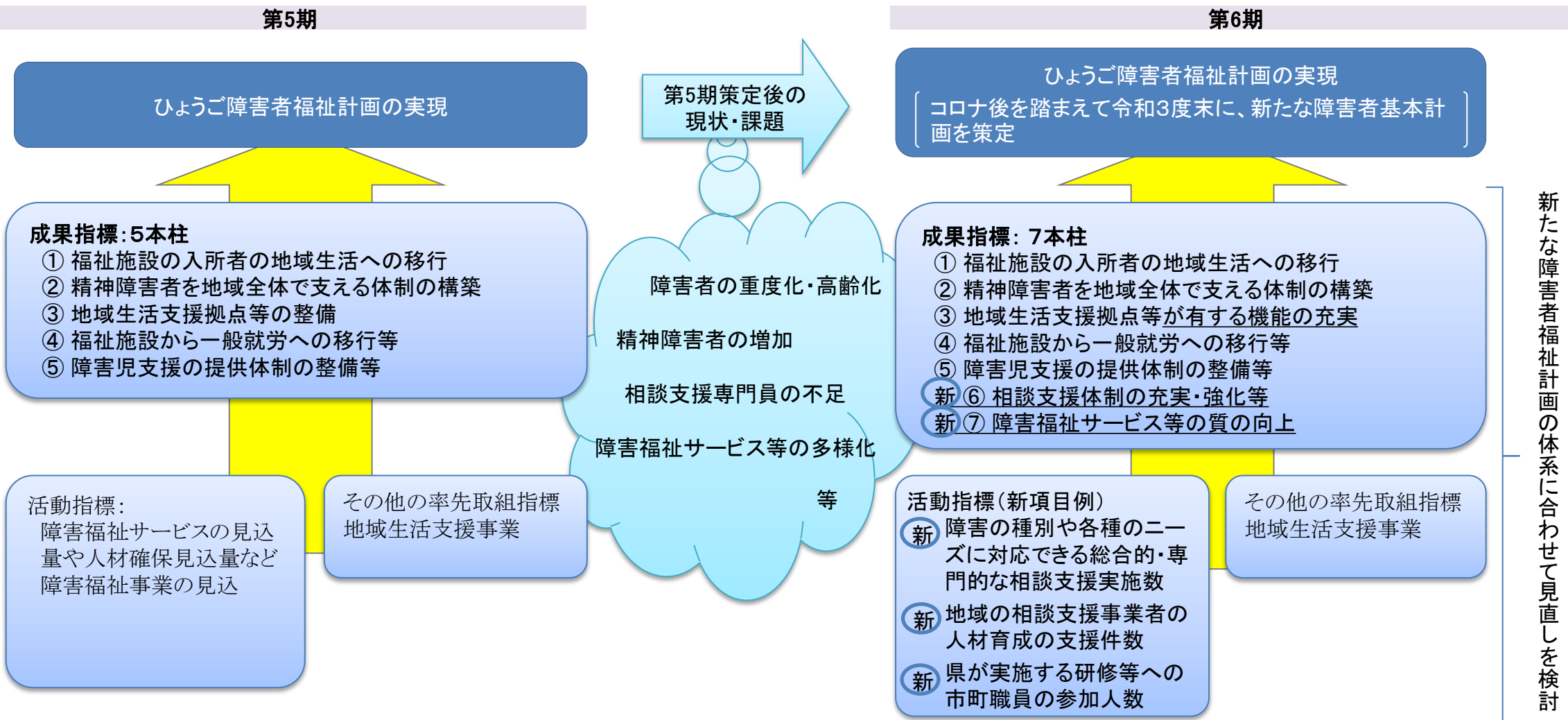
- 兵庫県の障害者福祉施策の基本方針である「ひょうご障害者福祉計画」のうち、実施計画に該当する障害福祉計画部分を策定する。
- 地域移行・就労移行・障害児支援分野等に関する目標を成果指標として、必要となる障害福祉サービス等の見込量を活動指標として設定する。
- 上記成果指標を達成するために、その他の率先取組指標や地域生活支援事業の見込量も設定する。

○「ひょうご障害者福祉計画」については、今年度、本推進計画と同時に改定予定であったが、新型コロナウイルス後の新しい生活様式を考慮した障害福祉サービスのあり方を踏まえるため、今年度は障害福祉審議会での審議を継続しつつ、令和3年度末を目処に、コロナ後の社会を見据えた理念や施策の方向性を盛り込んだ新たな計画を策定。あわせて、推進計画の見直しも検討

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
7カ年			5カ年				
障害者福祉計画 - 延長			障害者福祉計画 (第2期)				
障害福祉推進計画 (第5期)			策定		見直し		
3カ年			3カ年				

②第6期障害福祉推進計画の枠組

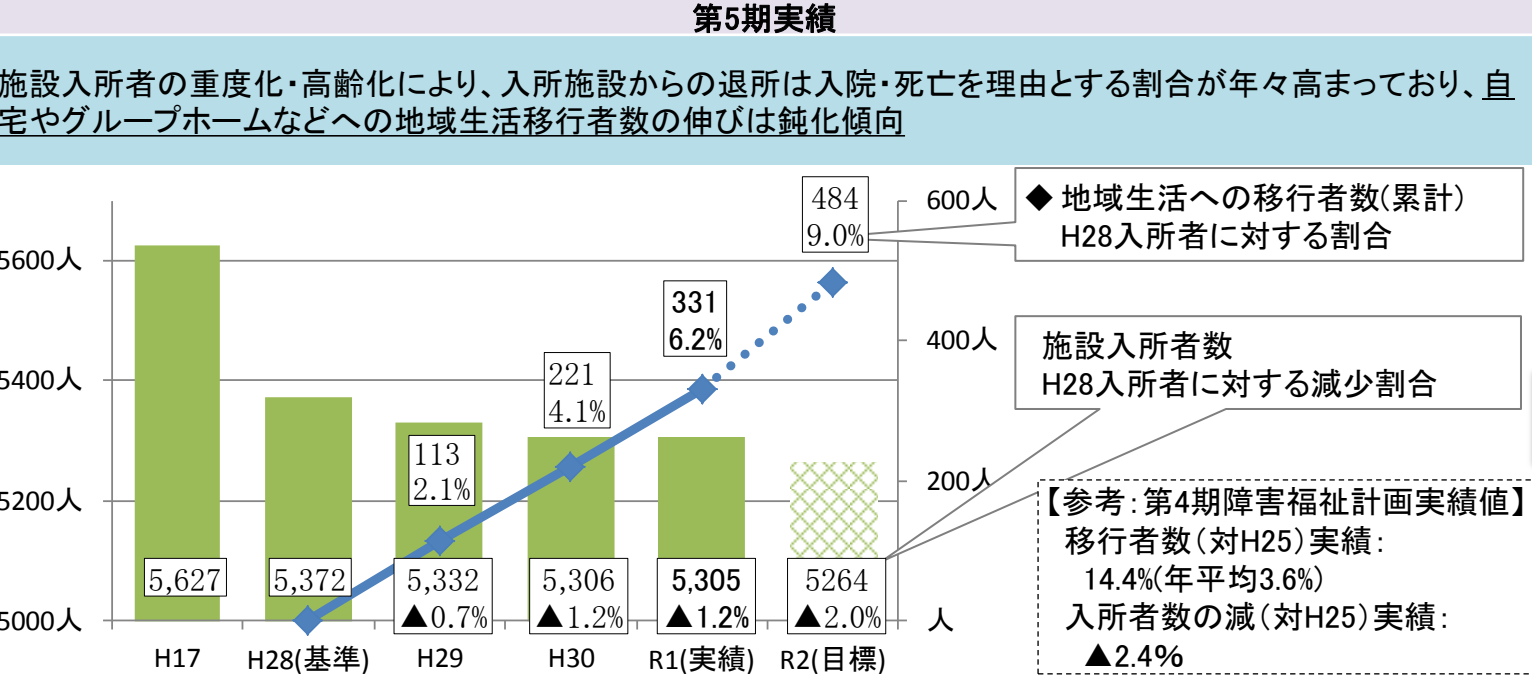
第5期策定後の現状や課題を踏まえ、新たに2つの柱「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」を加え、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害者を地域全体で支える体制の構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、という7本の柱を成果目標として設定



新たな障害者福祉計画の体系に合わせて見直しを検討

③第5期推進計画の実績・第6期推進計画の成果指標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行



第6期概要

障害者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえながらも、地域移行者数・施設入所者数の削減について目標を設定

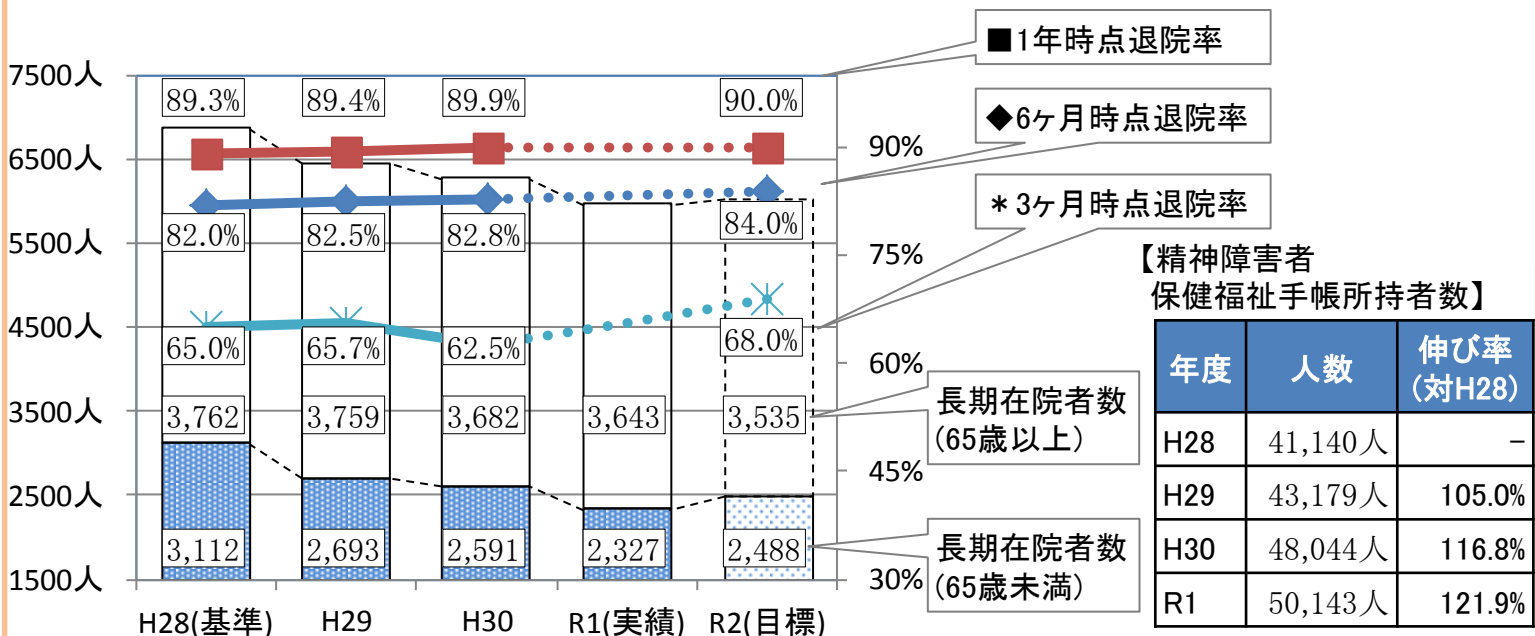
成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込
障害者支援施設から地域生活への移行	R1施設入所者の6.0%(R2~R5(4年累計))	直近の移行割合は単年度2.1%伸びの鈍化(第4期3.6%→第5期2.1%)も考慮して、単年度1.5%とし、4年累計で国目標と同値の6.0%とする	現状の水準を踏まえると、第6期(基準：R1、R2~R5累計)は、5.7%と推計 → 第6期目標：6.0%
施設入所者の削減	R1施設入所者の▲1.6%	直近の削減割合は1.2%、国目標と同値の▲1.6%とする	現状の水準を踏まえると、第5期(基準：H28)は、▲1.6%と推計 → 第6期目標：▲1.6%

③第5期推進計画の実績・第6期推進計画の成果指標

(2) 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

第5期実績

65歳未満の長期在院者数の減少がR1時点でR2までの目標を達成するなど、第5期の成果目標である長期入院患者数の減少・入院後の退院率等については、一定の取組が進んでいる。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が大きく、精神障害者が地域住民と共に地域生活を暮らすことができる体制の一層の整備が必要



第6期概要

これまでの取組を一層推進するとともに、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護等が包括的に確保された体制を推進する観点から、それらを評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を新規成果目標として設定

成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込
① 退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	H30時点の上位10%の都道府県の水準	同左
入院後の退院率	3ヶ月	69.0%	H30時点の上位10%の都道府県の水準
	6ヶ月	86.0%	
	1年	92.0%	
長期在院者数の減少	65歳以上	2,907人	推計式に基づく(別紙参照)
	65歳未満	1,857人	
地域移行に伴うグループホーム等整備量	65歳以上	738人	推計式に基づく(別紙参照)
	65歳未満	1,914人	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	圏域	8圏域	全圏域・全市町域で実施
	市町域	41市町域	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第5期実績

R1年度実績で、12市町域で整備済み(整備率:29.3%、全国整備率:19.1%(H31.4.1時点))。R2年度末までに、全市町域での整備を目指す(複数市町による共同設置も可)

整備済	R2整備予定	整備済み市町
12市町域※	29市町域 (整備済とあわせて全市町域に整備)	神戸、姫路、尼崎、西宮、洲本、芦屋、相生、赤穂、川西、南あわじ、淡路、佐用

※洲本市、南あわじ市、淡路市の淡路圏域3市については、圏域で1カ所の整備

第6期概要

整備後も、地域のニーズや課題に応え、地域で障害児者やその家族が安心して生活できる体制を確保するため、必要な機能の水準や充足の検証・検討を年1回以上行うことを新規成果目標として設定

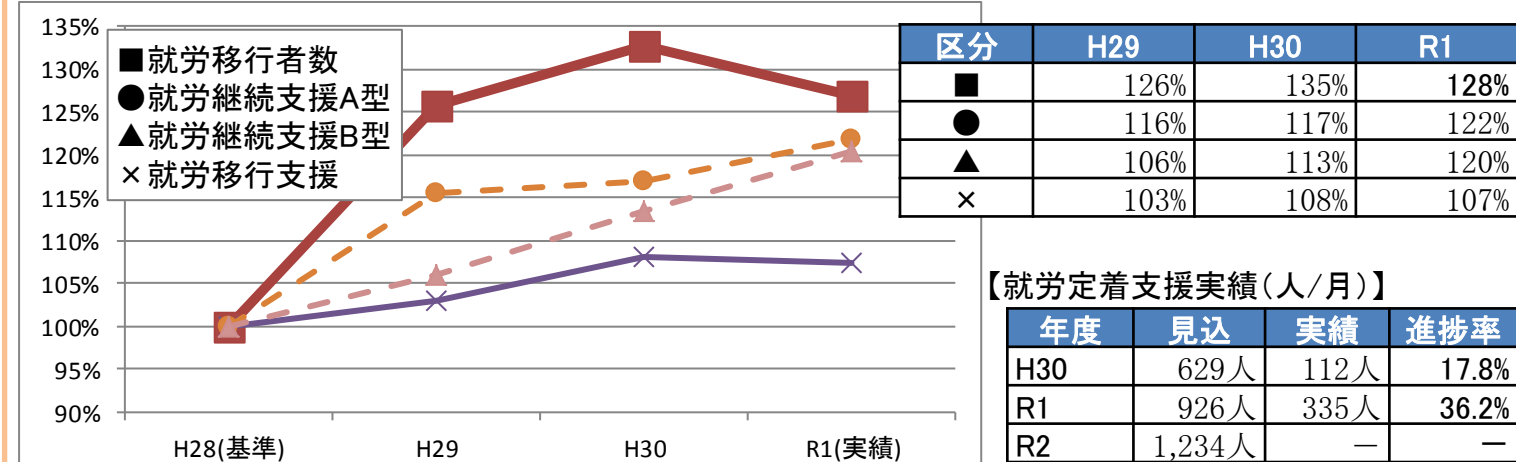
成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込
地域生活支援拠点等の整備	41市町域	全市町域に設置	同左
① 機能の充実に向けて、年一回以上の運用状況の検証・検討の実施	41市町域	全市町域で実施	同左

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第5期実績

就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者数の伸びとともに、福祉施設から一般就労への移行者数も伸びているが、令和元年実績で、就労移行支援事業者の利用者数の伸びが停滞するとともに、移行者数は阪神・神戸間で減少。各取組を個別に評価することが必要。また、平成30年度からサービスを開始した就労定着支援事業は、利用者数は伸びているものの、利用できる事業所数が限られているなど、利用状況は見込に対して低調

【一般就労への移行者及び就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者(H28を100%とする)】



第6期概要

一般就労への移行に係る目標として移行者数を堅持。その上で、就労移行支援事業・就労継続支援事業の各取組を評価していくため、事業ごとに移行者数の目標を設定。また、就労定着支援事業については、利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数に係る新規成果目標を設定

成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込
福祉施設からの就労移行者数の増加	R1実績:127%	R1実績は128%(基準:H28) 国目標と同値の127%とする	現状の水準を踏まえると、第5期目標150%(基準:H28)は達成困難と見込 → 第6期目標:127%
① うち就労移行支援事業利用者	R1実績:130%	移行率の上昇を見込	70%以上
① うち就労継続支援A型利用者	R1実績:126%	移行率の上昇を見込	
① うち就労継続支援B型利用者	R1実績:123%	利用者の増加を見込	
① 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合	70%	(R1実績調査中) 国と同値を設定	70%以上
① 一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合	70%	(R1実績調査中) 国と同値を設定	70%以上

③第5期推進計画の実績・第6期推進計画の成果指標

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

第5期実績

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障害児・医療的ケア児への支援について、第5期推進計画にて新たに成果指標を設定・推進

成果指標		R1実績
重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの設置	25市町域
	保育所等訪問支援を利用できる体制	29市町域
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	13市町域
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	15市町域
	重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	4市町域
	医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	18市町域
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場の設置	28市町域

活動指標		R1実績
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	12市町域

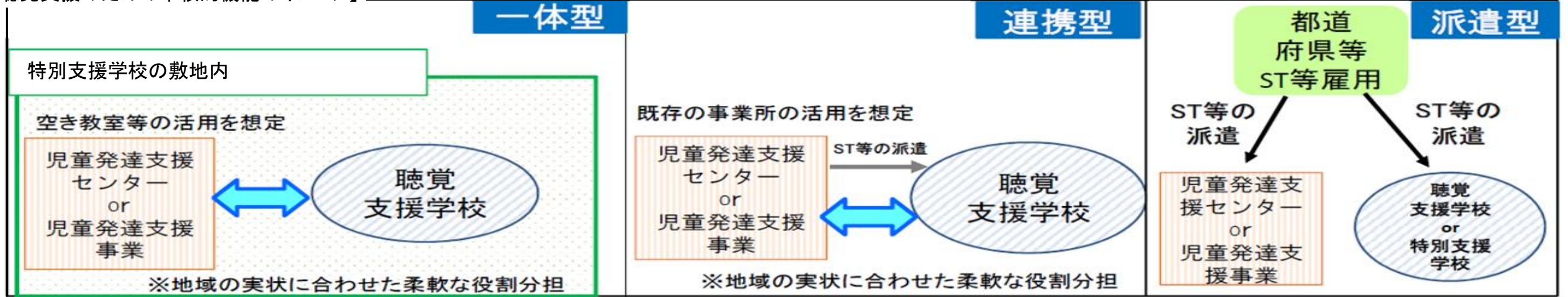
第6期概要

引き続き、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障害児・医療的ケア児への支援の充実を図る。また、難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要なことから、中核的機能を果たす体制の確保を新規成果指標として設定。加えて、医療的ケア児等への支援の強化として、関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置を新規成果指標として設定

成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方	
重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの設置	41市町域	児童発達支援センターを中核とした地域支援体制を全市町域で構築	R5年度末までに各市町に1カ所以上
	新 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	確保	地域生活支援促進事業「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の活用等を検討し、児童発達支援センター、特別支援学校等の連携体制をR5年度までに確保	R5年度末までに確保
	保育所等訪問支援を利用できる体制	41市町域	地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、当支援を利用できる体制を全市町域で構築	同左
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	41市町域	医療的ケアが必要なため、一般の障害児通所施設で支援を受けることが難しい重症心身障害児が、身近な地域で支援を受けられるよう、全市町域に整備	同左
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	41市町域		同左
	重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	41市町域		(県独自の指標)
	医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	41市町域		(県独自の指標)
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場の設置	41市町域		同左
	新 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	41市町域		同左

※いずれの指標も複数市町による共同設置や他市町の事業所利用可

【難聴児支援のための中核的機能のイメージ】

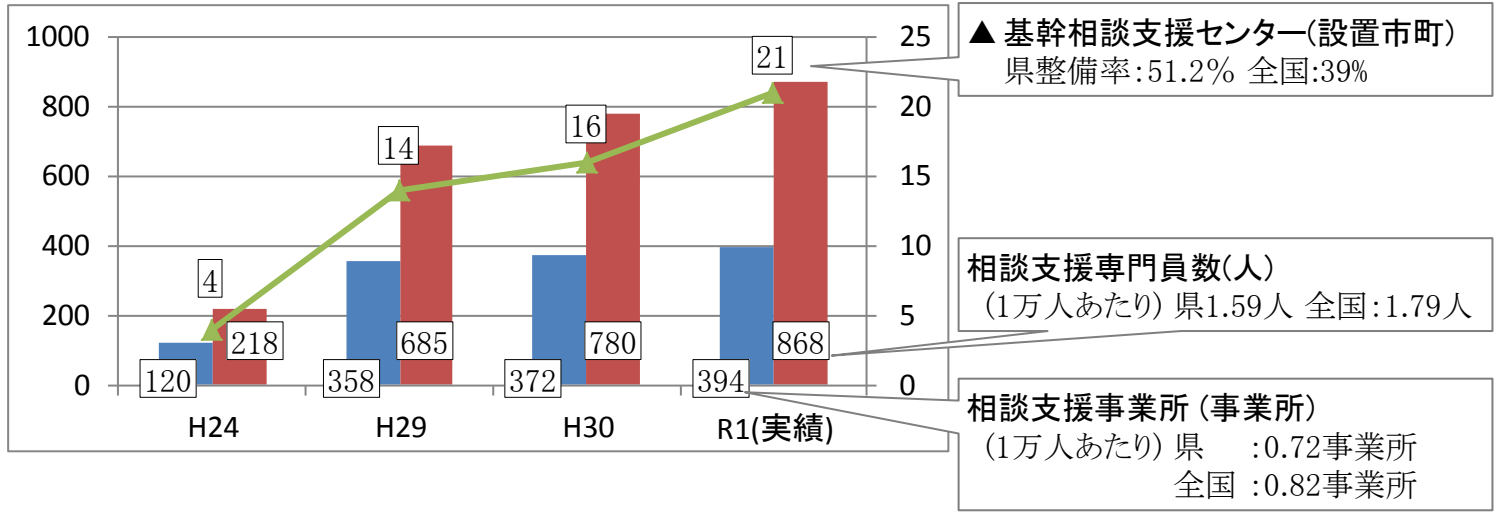


③第5期推進計画の実績・第6期推進計画の成果指標

(6) 新 相談支援体制の充実・強化等

第5期実績

計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数は増加。これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる



第6期概要

1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の充実・強化等をさらに推進

成果指標	目標	県の考え方	国の考え方
新 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	41市町域	各市町において、総合的・専門的な相談支援の実施※1及び地域の相談支援体制の強化を実施※2する体制を全市町域で確保	同左

- ※1 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- ※2 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施 等

(7) 新 障害福祉サービス等の質向上

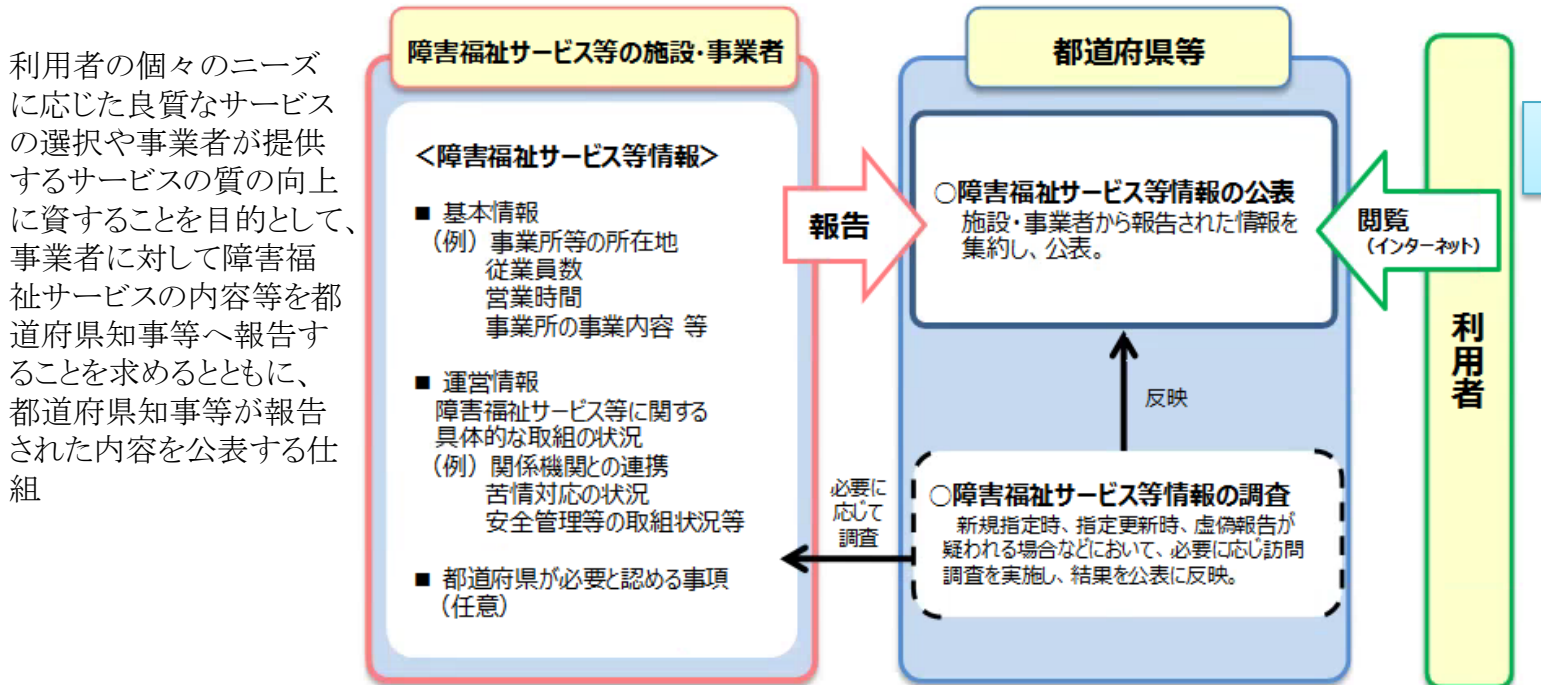
第5期実績

障害福祉サービス等従事者の人材確保・資質向上等をはかるため、サービス管理責任者等及び相談支援専門員への研修を積極的に行うとともに、障害福祉サービス等の情報公表制度の導入・制度の周知を推進

【障害福祉サービス等従事者の養成(R1実績)】

区分	人数
サービス管理責任者 及び児童発達支援管理責任者	732人
相談支援従事者	422人

【障害福祉サービス等の情報公表制度の概要】



第6期概要

近年の障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に対応するため、事業所職員のみならず支援する市町職員が、これまでより一層障害福祉サービス等の具体的内容を理解し、真に必要なとするサービスが適切に提供されているかの検証等を行うことが必要。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保をさらに推進

成果指標	目標	県の考え方	国の考え方
新 サービスの質の向上を図るための体制の構築	体制の構築	・障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証※1 ・自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組※2や適正な運営を行っている事業所を確保する取組※3を推進	同左

- ※1 市町職員のサービス管理責任者等及び相談支援専門員研修への参加促進
- ※2 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築
- ※3 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の構築 等

資料3別紙

**精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての
入院需要及び基盤整備量について**

1 概要

第6期障害福祉計画の最終年度である令和5年度末の精神病床における入院需要及び基盤整備量について、国の定めた推計式により算定。

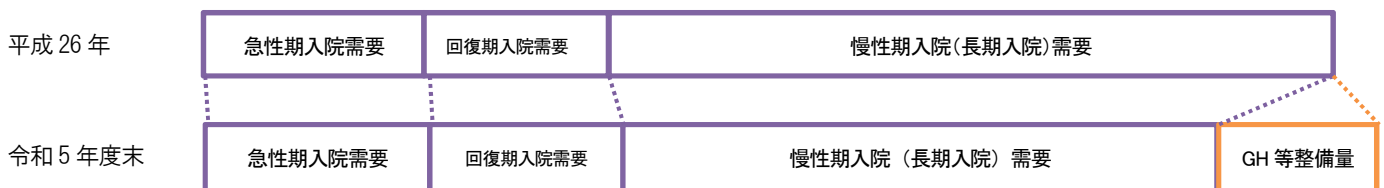
2 目標値の設定（国の推計式）の考え方

- (1) 精神病床が有する機能について、①3か月未満の入院を「急性期」、②3～12か月未満の入院を「回復期」、③12か月以上の入院を「慢性期」の3形態に分類
- (2) 慢性期については更に、「認知症以外」「認知症」の別に分類し、「施策の推進による政策効果の影響分」を考慮して算定

分類	推進する施策	「政策効果の影響分」の考え方
認知症以外	地域移行を促す基盤整備	下記①②に該当しない患者は基盤整備により地域移行が可能と想定し、地域移行係数を算出 ①精神病床における慢性期入院患者のうち厚生労働科学研究班の策定した「重度かつ慢性」の基準案を満たす患者は概ね60%と推計 ②統合失調症の入院患者のうち、入院治療が適当な程度の身体合併症を有する患者の割合は10.5%と推計 [基盤整備完了は、令和5年度末を目標年として、目標値を0.65～0.74割と推定 ($\alpha : 0.65 \sim 0.74$)]
	治療抵抗性統合失調症治療薬（クロザピン）の普及	先行国、先行県の実績を踏まえ、目標年次のクロザピンの普及率を25～30%と想定し、地域移行係数を算出 [令和5年度末までにクロザピンを国内全体に普及すること（25～30%の処方率）を目標値とし、1年あたり95～96%で設定 ($\beta : 0.95 \sim 0.96$)]
認知症	認知症施策の推進	過去10年間（H17～26）の認知症施策の実績（慢性期入院受療率（認知症）の減少）を勘案し、地域移行係数を算出 [過去の実績に基づき、1年あたり97～98%で設定 ($\gamma : 0.97 \sim 0.98$)]

- (3) 「政策効果の影響分」を考慮して算定した慢性期の入院需要の減は、これを吸収できる「地域移行に伴う基盤整備」を達成すれば実現できると推定

〔入院需要及び基盤整備量における目標値のイメージ図〕



3 目標値の推計

○令和5年度末における入院需要（患者数）の推計式

$$\begin{aligned}
 & \text{H26年の性・年齢階級別急性期入院受療率} \times \text{R5年の性・年齢階級別推計人口} \\
 & \quad + \\
 & \text{H26年の性・年齢階級別回復期入院受療率} \times \text{R5年の性・年齢階級別推計人口} \\
 & \quad + \\
 & \text{H26年の性・年齢階級別慢性期入院受療率（認知症以外）} \times \alpha \times \beta^3 \times \text{R5年の性・年齢階級別推計人口} \\
 & \quad + \\
 & \text{H26年の性・年齢階級別慢性期入院受療率（認知症）} \times \gamma^3 \times \text{R5年の性・年齢階級別推計人口}
 \end{aligned}$$

○令和5年度末における地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の推計式

$$\begin{aligned}
 & \text{H26年の性・年齢階級別慢性期入院受療率（認知症以外）} \times (1 - \alpha \times \beta^3) \times \text{R5年の性・年齢階級別推計人口} \\
 & \quad + \\
 & \text{H26年の性・年齢階級別慢性期入院受療率（認知症）} \times (1 - \gamma^3) \times \text{R5年の性・年齢階級別推計人口}
 \end{aligned}$$

4 推計値

○ α 、 β 、 γ を最大値（＝入院需要への影響が最小）とした場合の平成32年度末の目標値

（ $\alpha=0.74$ 、 $\beta=0.96$ 、 $\gamma=0.98$ ）

※目標値の算出に当たって必要な国の推計ワークシートの更新が未定のため、第5期障害福祉計画の推計値を元に令和5年度末の目標値を算出し、令和元年度実績の数を元に年齢（65歳以上、未満）を按分。

長期入院需要（人）	65歳以上		65歳未満		地域移行に伴う基盤整備量（人）	65歳以上		65歳未満		計（「何もしなかった場合」の長期入院需要）
	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満		65歳以上	65歳未満			
4,764	2,907	1,857	2,652	738	1,914	738	1,914	738	7,416	

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築